

生徒心得

令和 7 年 度 版

鹿児島県立明桜館高等学校生徒指導部

R	氏 名	
---	-----	--

< 基本的動作と言葉遣いについて >

1 職員室等への入・退室の作法 →扉の貼紙の通りしっかりと行うこと。

※ 無断入室，覗き見の姿勢は失礼な作法である。

2 届出・許可書の押印の受け方

- ① 必要事項を黒ペンで丁寧に記入した書類を携える。
- ② 理由または目的等を正確に述べる。

3 礼の種類と礼の仕方

① 礼の種類

- ア 最敬礼・・・45度（儀式の礼，相手への感謝礼）
イ 普通礼・・・30度（始業・終業時，外来のお客へ）
ウ 会 釈・・・15度（廊下等でのすれ違い時）

② 礼の仕方（授業の開始・終了時） →教室掲示「授業時の挨拶のしかた」

※ 授業の開始・終了時において，長袖シャツを着用し袖をまくっている場合は，元に戻し袖のボタンを留める。

4 廊下・階段，フロアでのマナー

- ① 常に静かな雰囲気を意識する。（大声で喋ったり騒いだりしない）
- ② 他人の通行を妨げない。（来客，職員，先輩への譲歩）

5 正しい言葉遣い

- ① 学校では社会で通用するよう，「正しい言葉遣い」によるけじめが必要である。
- ② 職員との会話に友達間で用いられるような言葉遣いをしない。

6 購買部の利用及び昼食場所

① 購買部営業時間

- ア 通常 8：00～14：00
イ 試験期間中 8：00～12：30
ウ 長期休業中 8：00～12：30（補習がある日のみ）

② 販売品（令和7年度現在）

弁当（ほか弁），菓子パン，惣菜パン，即席スープ類（ポット有り），文具類，学校指定品（校章・組章など） など

③ 弁当・パンの受付時間と引き渡し

- ア 弁当の受付時間（ほか弁）
- ・ 8：00～8：30と2限目前まで（1便）
- イ 弁当の引き渡しと回収方法
- ・ 弁当は昼休みに引き渡し，弁当がらは購買部にある回収容器に入れる。
- ウ パンの販売と引き渡し
- ・ 朝，1限目，2限目の休み時間は販売引き渡しを行う。
 - ・ 3限目休み時間は販売取り置きとし，昼食時間に引き渡しとする。

④ 朝食及び補食，昼食場所

- ア 食事場所は原則普通教室とする。また，生徒会が指定している場所でも良い。（指定場所は，生徒会が地図で各教室に示す。）
- ※ 階段など，指定された場所以外では食事をしない。
 - ※ 教室などでは，カーテンを閉めない。
- イ 2時間目の休み時間まで朝食・補食は可とする。
- ※ 先生方の管理下では（ア）（イ）以外も可とする。
- ウ 飴・ガムなど菓子類の校内持込みは禁止とする。

⑤ 備考

ア 購買部利用に伴う授業への遅刻，許可されていない場所での飲食，弁当がらの放置，飲料の飲みこぼしなど，マナーが著しく守れない場合は，一時的に使用禁止や廃止などの措置をとる。

イ 8：30から「朝の読書」がある。1分前着席を考え行動すること。

7 校内外の立入禁止場所 （清掃時及び緊急時はこの限りでない）

- ① 教室窓側ベランダ
- ② 普通教室棟3階廊下側ベランダ
- ③ 学校敷地の西側沿いの郡山支所方面へ下る道路（桜ロード）
- ④ 5階ベランダ
- ⑤ 教室棟外側非常階段 ※ 緊急時以外は立ち入りを禁止する。

8 バスの乗車マナー等について

※ バスに乗車する際は，公共交通機関であることを自覚し，次の点に留意する。

- ① 混雑の状況等も考え，他の乗客の迷惑にならないよう細やかな気配りをする。
 - ② カバン等で座席を占有してはならない。
 - ③ 携帯電話の通話や大声で会話をするなど，他の乗客の迷惑になる行為をしない。
 - ④ バス停では，地面に座り込んだり，車道に出たりしない。
 - ⑤ 遅刻などを理由に友人同士連絡を取り合い，バスの運行を妨げてはならない。
 - ⑥ 利用期限の切れた定期の使用や，利用経路以外のバスを利用してはならない。
- ※ 不正乗車として特別指導の対象となる。

【スクールバス乗車証の購入について】

ア 学校での購入

来月の乗車証をその前月に販売する。日時等については，行事予定表等で確認すること。学年ごとに販売を行う。販売場所は1Fロビーとする。

イ 営業所等での購入

必ず鹿児島営業所に事前連絡してから，各自で購入すること。

「鹿児島交通㈱」鹿児島営業所 ☎099-247-2334

※ 購入場所，購入者によらず，前月分の乗車証を返却しなければ，来月分を更新購入することはできない。

※ 現金の管理を各自しっかりとすること。

9 その他

- ① 貴重品は原則，自分でしっかりと管理し，必要以上の現金等を持参しない。
- ※ 持参する必要があった場合は，登校したら直ぐに担任等に必ず預けること。
- ※ 移動教室時は，財布等は手元に持っておく。
- ② 校内に不要なものを持ち込まない。
- （ゲーム全般，トランプ，漫画本，ヘアアイロン など）
- ③ 下校時刻は原則16：30（部活動の生徒は18：30）とする。
- ④ 学校の物品は許可を得て使用し，大切に扱う。
- ⑤ 許可なく他の教室へ入らない。

< 頭髪・服装・容儀等の規定について >

1 制服の基準 → 新入生は「入学のしおり」参照

2 鞄について

- ① 通学用のカバンは，学生カバンを利用する場合は学校指定のものとし，リュックのみでの登校も認める。
- ② リュックは，部活動で使用しているものや黒色や紺色など派手でない通学用としてふさわしいものとする。

3 防寒対策について

- ① 防寒着は，部活動で使用しているものや，黒色・紺色など派手でなく，制服の上に着用するにふさわしいものとする。
- ② 防寒着・マフラー（ストール）・ネックウォーマー・手袋・コートは，校舎内では着用しない。 ※ 着脱は脱靴場とする。
- ③ ベスト・セーターを着用する場合は学校指定のものとする。
指定以外のベスト・セーター，その他カーディガン・クルーネックセーター等の着用は禁止する。
- ④ シャツの下に長袖Tシャツやアンダーシャツを着用する場合は，無地のものか正課体育服のみとし，襟・袖からはみださないようにする。
- ⑤ 女子がタイツを着用する場合は，無地の黒のみとする。タイツの上から靴下を履く場合は，目立たない黒の靴下とする。
- ⑥ 防寒着類の着用は，原則として12月から2月までとする。
- ⑦ 膝掛けの使用は，授業時と体育館等での集会時のみ認める。

4 異装許可について

健康上の理由から異装許可を願い出る生徒は，学級担任に申し出る。

5 制服の補正について

許可なく販売店以外の店舗等に制服の補正を依頼してはならない。また，販売店に制服の補正を依頼する際には，学級担任に申し出て，生徒指導部に確認してもらった上で，業者に依頼する。

6 所持品の記名について

所持品には必ず記名する。記名は油性マジックを用い漢字で正しく書く。
なお，いずれも貸し借り，落書き，シール等の貼り付けを絶対にしない。

7 頭髪の色について

頭髪の色に関する指導は，地毛を主張しながら加工する生徒や，黒髪 of 生徒の中にも安易に加工する状況が見られた経緯をふまえ，以下の指導を行う。

- ① 合格者集合の際に，あらかじめ髪の色について自己申告があった生徒は，保護者の立会いのもと，生徒指導部で確認し記録に残す。
- ② 頭髪の色について，加工が見られる場合（過去に染色・脱色したものを含む）や色に変化が見られる場合，保護者の同意を得て黒染めを勧める指導を行う。
- ③ 一度指導対象になった生徒は，卒業時まで継続して観察及び指導を行う。



8 服装容儀規定一覽（×は違反項目）

項 目	対 象	確 認 事 項	
頭 髪 等	共通	×脱色・染髪 ×パーマ ×前髪が目にかかる ×部分的に長い短いなど極端（奇抜）で不自然な髪型 ×アイロンやコテ，編み込み等でカール，髪に変化をつける ×眉が極端に細い，薄い（違反した場合，継続的に観察） ※ 進学就職試験時の面接でよい評価が受けられるような髪形	
	男子	×そりこみ，過度に立たせる。あごひげ伸ばし ※ 全体的に長い場合は整髪をする。	
	女子	×付け髪 ※ 後髪が肩にかかる場合は，束ねる ※ 髪留め（黒・紺・茶）で束ねる （×飾り付き髪留め，シュシュ） ※ 前髪は深く礼をした後も目にかからないこと	
制 服 等	共通	シャツ	×長袖のボタンを外す
		肌 着	×柄，文字のついたもの（○正課体育シャツワ ンポイント） ×袖口から衣類を出す
		靴 下	×規定の靴下（白・黒・紺）以外 ×ニーハイソックス，ルーズソックス
		靴	※ 革靴（ローファー）もしくは運動靴とする ×厚底靴（ローファーも含む），ブーツ等
		ズボン	×腰パン，裾ひきずり，ウエストのホック外し ×派手なベルト，ベルト緩め
		ネクタイ	○襟元まできちんと上げる（冬・中間服のみ）
	女子	スカート	○スカート丈は膝中心線とする ×ウエストを曲げたり，あげたりして裾を短くする ×ウエストのプレート，ホックを外す
		リボン	×ボタンの位置をずらし，緩めて付ける
鞆	共通	※ 学生カバンを利用する場合は，学校指定のものとする ※ リュックのみでの登校も認める	
その 他	共通	×爪を伸ばす，ピアス ×入れ墨（タトゥー） ×化粧・マニキュア，色つきリップ ×カラーコンタクトレンズ，二重まぶた用のり・テープ	
防 寒	共通	×校舎内での防寒着・マフラー・手袋の着用 ※ 着脱は脱靴場 ×指定のベスト・セーター以外	
	女子	×無地の黒以外のタイツの着用	

＜服装容儀違反の指導について＞

「進学・就職試験に対応できる」頭髮及び服装容儀で、面接でよい評価を受けられるよう、日頃から指導を行う。

1 違反指導

服装容儀指導において規定に違反した生徒は、指定された再指導日までに改善する。その指定された日に改善がなされていなかった場合、「服装容儀違反届（イエローシート）」を発行する。

2 指導の累積について

服装容儀指導や日常指導において、指導を繰り返し受ける生徒については、保護者に連絡し協力を依頼するとともに、学年、生徒指導部指導など、指導の段階を上げていく。場合によっては、保護者同席での指導や特別指導を行うこともある。

＜携帯電話・スマートフォンについて＞

1 携帯電話・スマートフォン使用規定

携帯電話・スマートフォンの校内での使用は禁止する。また、紛失・盗難等の恐れがあるため、なるべく校内に持ち込まない。やむを得ず持ち込む場合はあらかじめ「携帯電話・スマートフォンに関する誓約書」を提出する。その上で必ず電源を切り、鞆の中に入れる。考査時は廊下に出す。

学校外で使用する場合はマナーを守り、周囲に迷惑をかけない。

- ① 校内で違反使用があった場合、別に定める規定に則り指導を受ける。
- ※ 校内とは学校敷地内のことで、バス停付近やバスの中も含まれる。
- ② 考査時に携帯電話を所持していたことが発覚した場合、「不正行為」と見なされ指導の対象となる。
- ③ 校外での使用に際しては、以下のことに気をつける。
- ・公共の場では、電源を切るかマナーモードにするなど、場所・時間など適切に対応し、周りに迷惑をかけない。
 - ・安全のため、歩行中や自転車運転中は、携帯電話・スマートフォン及びヘッドホンイヤホンは使用しない。
 - ・他者を誹謗・中傷するような行為は一切行わない。（特別指導対象となる。）
 - ・撮影、画像送信、SNSへのアップなどを行う場合、他者の権利を侵害しないように十分配慮する。
- ④ 「有害サイトアクセス制限（フィルタリング）サービス」、「通話・通信料の上限額設定」を申し込み、家庭内ルールを設定するなど、保護者の責任において所持・使用するものとする。

2 使用規定に違反した場合の指導について

- ① 授業中や自習時使用、不適切撮影及び不適切動画アップ、誹謗中傷などいじめに
繋がる内容は「特別指導」の対象とする。
- ② 使用規定に違反していることが発覚した場合、その場で電源を切って指導職員に
本体を預ける。放課後、担任から指導を受け、「携帯電話使用規定違反届」を受け
取り、携帯電話を返却してもらう。

【指導内容】 1 回目：「携帯電話使用規定違反届」（反省文）の記入。

押印指導は、保護者、担任、指導職員、部・同好会顧問まで。

2回目：1回目＋押印指導を学年主任，生徒指導主任まで。

3回目：2回目＋押印指導を教頭先生，校長先生まで。

4回目以降は、生徒指導委員会で審議する。

＜生徒指導部発行物及び諸届について＞

- 1 生徒身分証 年度更新、4月下旬に発行する予定。
- 2 遅刻届 遅刻した生徒は下記の手順で遅刻届の手続きを行う。
 - ① 登校後、速やかに職員室前にある遅刻届に記入する。
 - ② 教頭先生による押印指導の後、遅刻届を持って授業教室へ移動する。
 - ③ 教科担任に遅刻届を提示して着席する。
 - ④ 遅刻した授業が終了後、速やかに担任へ提出し、担任がこれを保管する。

3 早退する場合

- ① 学級担任に早退の理由を述べ、許可をもらう。
(体調不良の場合、保健室の先生の指示が必要)
- ② 帰宅後は、自分で保護者に早退のことを確実に伝えること。

4 校外行事等の参加，旅行等の届け

校外行事等に参加，旅行等をする生徒は，学級担任に申し出て，生徒指導室から各「許可願」を受け取り，必要事項を記入し保護者に押印をもらう。

その後、担任→生徒指導部→教頭先生→校長先生の順に押印をもらい、生徒指導室でコピーを取ってもらい、原本は生徒自身で保管しておく。（必要時に提示する為）

5 自転車

自転車通学を必要とする者には許可をする。
ただし通学に関しては、担任・生徒指導部に許可を取ること。

6 原付・自動二輪

原付通学を必要とする者には許可をする。

ただし、免許取得・通学に際しては担任・生徒指導部に許可を取ること。

※ 許可なく免許受験をした場合は特別指導となる。

※ 自動二輪の免許受験・取得は禁止する。

7 自動車学校入校規定（3年生対象） 適切な時期に係から説明がある。

8 アルバイト

アルバイトは原則禁止とする。ただし、特別な事情（経済的理由）がある場合には担任の先生に相談し、許可を求める。

長期休業中および3年生の自宅学習期間に関しては、基準を満たせば許可を出す。

9 政治的活動

校内における政治活動，選挙運動はすべて禁止する。校外においても違法，暴力的なもの，また，それらの恐れが高い場合，あるいは学業や生活に支障がある場合は禁止する。違反があった場合は規定により指導をする。

学校では、安心・安全で、楽しく充実した生活が送れるよう

お互いを思いやり，認め合い，尊重しながら

みんなで、決められた事をしっかりと守っていこう！

